

経営環境変化対応貸付【認定企業】融資要領（新型コロナウイルス感染症）

1 目的

新型コロナウイルス感染症により経営に支障が生じている中小企業者等に対し、必要な資金の融資の円滑化を図ることにより、経営の安定に資する。

2 融資対象

- (1) 影響を受けた事業者であって、中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定に基づく「特定中小企業者」であることの認定を受けた中小企業者等【セーフティネット保証4号関係（SN4号）】
- (2) 影響を受けた事業者であって、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づく「特定中小企業者」であることの認定を受けた中小企業者等【セーフティネット保証5号関係（SN5号）】
- (3) 影響を受けた事業者であって、中小企業信用保険法第2条第6項の規定に基づく「特例中小企業者」であることの認定を受けた中小企業者等【危機関連保証関係】
- (4) 影響を受けた事業者であって、最近3か月間の売上高等が、前年同期比で5%以上減少している中小企業者等。なお、セーフティネット保証等に係る創業者等に関する認定基準の運用緩和（例：最近1か月と最近1か月を含む最近3か月の平均売上高等の比較など）の考え方については、これを適用する。

3 融資条件等

(1) 融資条件

資金使途	事業資金（道制度融資の借換に要する資金を含む）
融資金額	2億円以内
融資期間	10年以内（うち据置3年以内）
融資利率	《固定金利》年1.0%（5年以内）、年1.2%以内（10年以内） 《変動金利》年1.0%（融資期間が3年を超えるものに限り）
担保及び償還方法	取扱金融機関の定めるところによる
信用保証	すべて信用保証協会の保証付きとする
保証料率	●一般保証適用の場合 経営状況に応じて年0.45%～1.90% （信用保証協会の定める要件に該当する場合は、0.1%又は0.2%割引く） 特別小口保険適用の保証 年0.72% （信用保証協会の定める要件に該当する場合は、0.1%割引く） ●経営安定関連保証適用の場合

- (1) 決算書 2 期分 (2 期分の決算又は申告が終了していない者にあつては、提出可能な決算書等 (提出可能な決算書等がない場合は不要) 及び直近の試算表)
- (2) 商業登記簿謄本又は登記事項証明書 (法人の場合)
- (3) 見積書又は契約書 (必要に応じ提出)
- (4) 「特定中小企業者」であることの市町村長の認定書 (融資対象(1)~(2)の場合)
- (5) 「特例中小企業者」であることの市町村長の認定書 (融資対象(3)の場合)
- (6) 調書 (別記様式。融資対象(4)の場合)
※中小企業総合振興資金融資要領「経営環境変化対応貸付」の「4 融資の申込み」にある添付書類のうち、「調書 (別紙第 5 号様式)」に代えて上記調書を添付するものとする。

9 その他

本要領に定める内容以外の取扱いについては、中小企業総合振興資金融資要領による。

- (令和 2 (2020)年 3 月 2 日改正 中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 4 号に関する記述を追加)
(令和 2 (2020)年 3 月 6 日改正 中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 5 号に関する記述を追加)
(令和 2 (2020)年 3 月 13 日改正 中小企業信用保険法第 2 条第 6 項等に関する記述を追加)
(令和 2 (2020)年 3 月 26 日改正 融資対象(4)の要件緩和、融資金額の引き上げ、据置期間の拡大に関する記述を追加)